埋蔵文化財調査の手引き

埋蔵文化財包蔵地で土木工事や建築工事等を計画される方へ

Ⅰ　埋蔵文化財の保護にあたって

１　文化財保護法について

文化財保護法（以下「法」といいます。）は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」を目的に、昭和２５年に制定されました。法では、「文化財」は貴重な国民的財産であり、国民は文化財の保護・活用のために行う措置に、誠実に協力しなければならないと明記されており、遺跡についても一定の保護を図るための規定が設けられています。

２　埋蔵文化財とは

埋蔵文化財とは、「土地に埋蔵されている文化財」のことをいいます。埋蔵文化財には、貝塚・集落跡・古墳・城跡等の遺構と、そこから出土する土器・石器・木製品・金属製品等の遺物が含まれます。これら埋蔵文化財が存在する土地を埋蔵文化財包蔵地（遺跡）と呼んでいます。古墳や城跡などのように外見から遺跡と判断できるもののほか、分布調査や過去に実施された発掘調査、古文書、伝承等により埋蔵文化財の存在が知られている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」といい、この周知の埋蔵文化財包蔵地を地図に示したものが遺跡分布図です。しかし、埋蔵文化財は地中に埋もれているため、その分布範囲を正確に把握することは極めて難しく、現在表示している範囲は絶対的なものではありません。現時点で埋蔵文化財包蔵地の範囲外であっても、埋蔵文化財が存在する可能性はあります。

工事などの際、新たに埋蔵文化財が発見された場合は、遺跡の範囲は変更されます。

３　狭山市における埋蔵文化財

狭山市では昭和 51 年に文化財保護条例を制定し、埋蔵文化財に関しては昭和 56・57 年の 2 年間に分布調査を行い、昭和 58 年に埋蔵文化財包蔵地を確定させています。

４　埋蔵文化財の保護

市域には、周知の埋蔵文化財包蔵地が 67 箇所あります。これら埋蔵文化財は、その地域の歴史や文化の成り立ちを理解するうえで欠くことのできない貴重な歴史的遺産であり、埋蔵文化財を保護し、その価値を市民が共有することは、郷土への誇りや愛着を育む端緒にもなります。

このように貴重な財産である埋蔵文化財ですが、開発行為などの土木工事で一度破壊されてしまうと二度と復元することはできません。そのため埋蔵文化財の保護の方法としては、現状のまま土中に埋まった状態で将来に伝えていく「現状保存」が最も望ましい方法であり、狭山市では、埋蔵文化財包蔵地内での開発は極力現状保存をお願いしています。

予定されている開発計画が埋蔵文化財に影響を及ぼす恐れがある場合は、事前協議を行い、埋蔵文化財の保護に対して御理解をいただいたうえで今後の対応を決定します。その方法としては、開発の中止、遺跡を壊さないよう設計変更するなどがありますが、開発計画の見直しができず、やむを得ず遺跡を破壊してしまう場合は、工事の前に発掘調査を行い、「記録保存」を図ります。このため、埋蔵文化財包蔵地内で開発行為を行う場合には、所定の手続きが必要です。次ページ以降、手続きについての説明がありますのでお読みいただき、埋蔵文化財の保護に御理解と御協力をお願いします。

狭山市教育委員会

Ⅱ　埋蔵文化財の取扱いと事務手続きについて

１　照会・事前相談

市内で建築・土木工事等を計画している方は、できるだけ早い段階に、開発予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当するかどうかを狭山市教育委員会（以下「市教育委員会」といいます。）に照会・確認してください。

照会は、窓口以外に電話、電子申請でもお受けしています。埋蔵文化財包蔵地に該当するかどうかは、「遺跡分布図」と照合したうえで回答します。

「遺跡分布図」は、配布はしていませんが、埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」といいます。）が提供している web サイト埼玉県埋蔵文化財インフォメーションシステム（http://extra.pref.saitama.lg.jp/isekimap/）からも、各区市町村の遺跡分布図が閲覧できます。また、地理院地図（電子国土 web）を利用した本市の埋蔵文化財包蔵地データを市の公式ホームページ上に公開しています。

ただし、埋蔵文化財包蔵地の有無の判断は市教育委員会が行いますので、地図を見て独自に判断せず、必ず照会・確認をしてください。

なお、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内で、無届にて開発を実施した場合や、遺跡の発見に伴う開発の停止等の命令に従わなかった場合は、法に定められている罰金や科料を科せられる恐れがあります。

電子申請の場合、以下の URL から手続きして下さい。

【Logo フォーム】

https://logoform.jp/form/6LWm/396152

【照会・事前相談窓口】

狭山市教育委員会社会教育課 文化財担当

〒３５０－１３８０　狭山市入間川１－２３－５

電話：０４－２９５３－１１１１　内線５６７４・５６７５

※埋蔵文化財を専門とする市職員（以下「市職員」といいます。）が調査等で不在の場合があります。詳細を知りたい方や御相談のある方は事前に御連絡ください。

２　周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合の手続き

開発予定地の全部または一部が周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれる場合は、法第 93 条第１項に基づく届出が必要です。この埋蔵文化財発掘の届出は、工事着手の **60 日前**までに、市教育委員会を経由して県教育委員会教育長宛に提出することが義務付けられています。ただし、実際の工事を伴わない不動産取引などの場合は、その時点での届出は必要ありません。具体的に建築・土木工事等が計画された時点で届出を提出していただきます。

また、計画の着想段階で図面等が全くない場合は、本当に土木工事等を行うか不明なため、発掘届を受理することができませんのでご留意ください。

(1)　届出

（ア）紙媒体での提出

下記の提出書類と添付資料を市教育委員会社会教育課窓口に各２部提出してください。届出に必要な書類は、狭山市の公式ホームページ（http://city.sayama.saitama.jp/index.html）からダウンロードできます。

（イ）電子申請での提出

電子申請の場合、以下の URL から手続きして下さい。

【Logo フォーム】

https://logoform.jp/form/6LWm/391182

画面に沿って必要事項の入力および図面データの添付を行ってください。

【埋蔵文化財発掘の届出の電子データダウンロード先】

ホーム→「事業者の方へ」→「各種届出・申請」→「埋蔵文化財発掘の届出」
→「届出書ダウンロード」
または
ホーム→「申請書ダウンロード」→「分野別の索引」→「教育」
→「埋蔵文化財発掘の届出」

【提出書類】（紙媒体での提出は各２部）

①「埋蔵文化財発掘の届出について」　（県教育委員会宛、表裏記入）
②「埋蔵文化財調査承諾書」　（県および市教育委員会教育長宛、調査の同意および出土品の権利放棄の承諾書）
※押印、提出日、郵便番号の記入漏れに注意してください。

【添付資料】（紙媒体での提出は各２部）

①公図の写し
②建物配置図
③基礎断面図（掘削深度のわかるもの）
④建物部分以外で掘削を伴う工事に関する図面（例：浸透トレンチ掘削工事など）
⑤事業予定地を示す案内図
※提出後に設計・建築図面（特に基礎部分）に変更が生じた場合は、速やかに市教育委員会に連絡してください。

(2)　届出提出後の流れ

①市職員が現地を確認し、確認後、確認調査の日程の調整を行います。
②市教育委員会で開発予定地内の確認調査を実施します。
③確認調査の結果遺構が検出された場合は、市教育委員会と事業者間で、計画変更、保存措置等の協議を行います。なお、遺構が検出されなかった場合は工事を開始できます。
④確認調査の結果をふまえて、市教育委員会は意見書（副申）を添付して県教育委員会へ発掘届を提出します（法第 93 条第 1 項の規定による）。
⑤計画変更等により埋蔵文化財を保存する場合は、市教育委員会は工事立会を実施します。
⑥計画変更等により埋蔵文化財の保存が出来ない場合は、市教育委員会は法第 92 条第 1 項あるいは法第 99 条第 1 項の規定により発掘調査届または発掘調査通知を市教育委員会の意見を添えて県教育委員会に提出し、発掘調査を実施します。

※いくつかの例を示したフローチャートを市の公式ホームページに掲載していますので、参考にしてください。

(3)　県教育委員会からの指示

提出された「届出」は、工事の種類や確認調査の結果などを鑑み、市教育委員会の意見を添えて県教育委員会に提出します。

提出後 1 ヶ月程で、県教育委員会から法第 93 条第 2 項に基づく「指示」が発掘届出者に通知されます。指示の内容には、「慎重工事」「工事立会」「発掘調査」があります。

※県教育委員会からの指示文書の送り先は、届出者または代理人の何れかを選択できます。

①　慎重工事

開発予定地で、過去に発掘調査が行われていたり、既に削平されていたり、確認調査の結果遺構等が検出されなかった場合など、埋蔵文化財が既に消失している可能性が高い場合に通知されます。工事時には市職員の立会等はありませんが、埋蔵文化財包蔵地内での工事ということを念頭に置き、慎重に工事を実施していただくようお願いします。なお、工事中に遺構・遺物が発見された場合は、直ちに市教育委員会に連絡してください。

②　工事立会

既存建物の解体のみや樹木の伐根、対象地域が狭小であるなど、工事の内容が埋蔵文化財に影響がないと判断された場合は、掘削工事の際（基礎の除去等の掘削時）に市職員が立会い、工事が埋蔵文化財に影響を及ぼしていないかを確認する「工事立会」を実施します。

工事立会は、基本的に工事の進行に影響のない範囲で写真撮影などの調査を行いますが、建物基礎除去後に遺構確認面の有無を確認する為、一部掘削していただくことがあります。

工事立会の結果、埋蔵文化財が発見された場合は、その場で工事を中断していただき、埋蔵文化財保護のための協議を行います。なお、埋蔵文化財の存在が確認されなかった場合は、そのまま工事を進めていただくことができます。

※工事の日程を、着手 2 日から 3 日前までに市教育委員会に連絡してください。

③　発掘調査

確認調査等により遺構が検出され、その後の協議で遺構を破壊することが確定した場合は「発掘調査」を実施します。

Ⅲ　確認調査および発掘調査について

１　確認調査

建築・土木工事等によって埋蔵文化財が破壊される可能性がある場合は、工事に先立って「確認調査」を実施します。確認調査は、開発予定地の埋蔵文化財の状態や規模を判断するために行います。工事着工前の更地の状態で行いますので、既存建物など構造物がある場合、植木・作物などが残っている場合、舗装されている場合などは確認調査ができませんので、あらかじめ撤去をお願いします。

ア　調査方法

確認調査には、建物建設予定地を対象に幅1m程度の確認溝をおおよそ4m間隔で掘るトレンチ方式と、数m四方の確認坑を均等に開けるグリッド方式がありますが、基本的にはトレンチ方式で実施します。ただし、建物建設予定地内に重機が入れない場合等はグリッド方式で実施することもあります。

調査を実施する面積は、調査対象面積の 10%を目途に設定します。ただし、過去の調査例から遺構が発見される可能性が高いと判断される場合は、本調査の時間短縮や、本調査の費用・期間の積算のため、建設予定地全域を確認することもあります。

イ　確認調査期間

確認調査は、調査組織や重機の手配など調査体制を整えるのにおおむね2週間程度必要です。確認調査にかかる日数自体は、工事面積等の規模や埋蔵文化財の分布密度によって異なりますが、目安としては500 ㎡で1日かかると想定してください。

ウ　調査費用

確認調査の費用は、前年度以前に市政の一環として事前協議を行っている大規模開発（以下「大規模開発」といいます。）を除き、**原則として公費負担**で実施します。ただし、年度末で調査費用が不足しているなど、予算執行の都合上、次年度に確認調査を延期する場合があります。

エ　調査結果

確認調査の結果、埋蔵文化財の存在が確認され、予定されている建築・土木工事等が地下の埋蔵文化財に影響を与える可能性が高いと判断された場合は、埋蔵文化財保護のための協議を行い、発掘調査（本調査）を実施します。

確認調査の結果、埋蔵文化財が発見されなかった場合は、建築・土木工事等を進めていただくことができます。

２　発掘調査

工事によって埋蔵文化財が掘削される、あるいは影響が及ぶことが明確な場合には、発掘調査が必要となります。ただし、下記に示す一定の条件を満たせば発掘調査を行わず、保存が可能と判断されます（「埼玉県埋蔵文化財発掘調査等取り扱い基準」による）。

(1)　建物・構築物の建設

①　建物部分

建物・構築物の基礎下端の掘削面から**遺構確認面までの間に30㎝以上の保護層（土、もしくは樹脂等による緩衝層）**が確保できれば、遺構が保存されると判断され、発掘調査は不要となります。また、確保できない場合も、設計変更（建物の位置や基礎の掘削深度変更）や盛土などで30㎝以上の保護層が確保できるような措置が採られるならば、発掘調査は不要となります。ただ

し、工事立会いが必要となります。

② 庭・駐車場部分等

塀の設置、植樹、浄化槽、上下水道管やガス管の埋設等、掘削を伴う工事を行う場合は、掘削深度下端から遺構までの間に 30 ㎝以上の保護層が確保されれば、発掘調査は不要となります。

また、掘削幅が狭く、発掘調査実施が不可能な場合や、設計変更等により遺構を避けることが可能になった場合は工事立会での対応となります。

(2) 盛土・埋め立て

恒久的な盛土で**３ｍを超える場合は、発掘調査が必要**となります。また、一時的な盛土であっても、埋蔵文化財に影響を与える恐れがある場合は、発掘調査が必要となります。

(3) 道路の建設

市道の新設や拡幅、分譲地内の道路建設については、上下水道管、ガス管等の埋設を行う可能性があるため、原則的には発掘調査が必要となります。一時的な工事用道路（砂利敷き・簡易舗装等）、植樹帯に関しては、工事に伴う掘削下端から埋蔵文化財までの間に 30 ㎝以上の保護層が確保できれば発掘調査は不要です。

(4) 駐車場・資材置き場等

地盤改良等によって埋蔵文化財が掘削される場合や３ｍ以上の盛土を予定している場合は発掘調査が必要となります。ただし、工事に伴う掘削下端から埋蔵文化財までの間に 30 ㎝以上の保護層が確保できれば発掘調査は不要です。

※以上、いくつかの具体例を示しましたが、開発予定地内の状況、周辺の地形や環境等によって取り扱いが異なる場合がありますので、計画段階で市教育委員会と協議を行ってください。

このような措置が取られ、工事が埋蔵文化財に影響を及ぼさないと判断された場合は、発掘調査が回避されることもあります。

事業者との協議の結果、やむを得ず現状のまま保存を図ることができない場合は、次善の策として、破壊されてしまう遺跡の内容を写真や図面等に記録し、後世に残す「記録保存」のための発掘調査を行います。

ア 発掘調査の費用

発掘調査に要する費用は、**原則として事業者に負担**していただきます。ただし、**営利を目的としない、個人の専用住宅の工事にかかわる発掘調査の費用については、公費負担**で行います。

調査費用とは現地調査に係る経費であり、そのほとんどが人件費で占められています。また、調査の規模によっては、プレハブ事務所やトイレ等の賃料や水道の設置費なども見込まれ、通常の工事現場の設備と同様の体制が組まれることもあります。

調査中の費用は市の予算で運営しますが、調査終了後、かかった経費を算出し、請求させていただきます。調査費用の例として、奈良・平安時代の竪穴住居跡１軒だと 50 万円程度かかります。ただし、費用を抑える為に人員を少数にして調査期間を長く取る方法もあります。

イ 発掘調査の期間

調査期間は、調査対象面積、遺構の種類や分布密度、遺物の出土量などにより異なります。発掘調査は基本的に全工程のほとんどが人力による作業であり、精密な作業が求められることから、工事着手前に十分な期間の確保をお願いします。調査期間の例として、奈良・平安時代の竪穴住居跡１軒だと調査開始から１ヶ月程度かかります。ただし、調査を早く終わらせる為に人員を多く投入

し期間を短くすることは可能ですが、比例して調査費用は高くなります。

ウ　発掘調査体制と民間調査機関

記録保存を目的とする発掘調査は、埋蔵文化財の破壊や現状変更を伴うため、高い精度と適切な内容が要求されるとともに、発掘担当者には専門的知識と技術、経験が必要となります。基本的には市教育委員会で実施しますが、予算執行の都合や複数の発掘調査を既に実施している場合など、すぐに市教育委員会が実施できないときは、専門的な調査を実施できる民間の発掘調査組織を紹介することもあります。

民間の発掘調査組織に委託する場合は、市教育委員会・事業者・発掘調査組織の間で三者間協定を締結します。その際、市教育委員会は、文化財保護の立場から調査の適正化を図るため、調査精度や期間などについて指示します。

エ　発掘調査及び整理作業の実施

発掘調査は、現場での発掘作業と出土品の整理作業に分かれ、報告書を刊行した時点で、全ての発掘調査が終了とになります。事業者には、基本的に発掘作業に係る費用全額を負担いただきますが、ケースによっては整理作業の費用の一部についても負担していただくことがあります。なお、発掘作業終了により、工事に着手することができます。

ただし、大規模開発の場合は、遺構の検出濃度や遺物の量により整理作業費用の大部分を請求する場合がありますのでご理解ください。

Ⅳ　その他

１　発掘調査終了後の処置

発掘調査により発見された土器や石器等の出土品は、遺失物法の適用を受けることになります。発掘調査終了後、市教育委員会は、所轄警察署に「埋蔵物発見届」を提出するとともに、県教育委員会に「埋蔵文化財保管証」を提出します。届出を受けた警察署長は公告の手続きを取り、所有者が判明しないときは、法第 105 条第１項の規定により、出土品の所有権は県に帰属します。

２　周知の埋蔵文化財包蔵地外で土木工事等を行う場合

土木工事等の計画予定地が、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に入っていない場合には、文化財保護法に基づく届出は必要ありません。ただし、**工事中に埋蔵文化財を新たに発見したときは、法第 96 条第１項の規定により、事業者はその現状を変更せずに、遅滞なく、遺跡発見に関する届出を、市教育委員会を経由して県教育委員会に届出なければなりません。**この届出を怠るか、または虚偽の届出をした場合には、法第 203 条に基づき、処罰の対象となります。

新たな遺跡が発見された場合は、事業者から遺跡発見届が提出された時点、また届出が提出されていなくても遺跡が発見された時点で、当該遺跡の取扱いについて市教育委員会と協議してください。この際の協議の内容は、周知の埋蔵文化財包蔵地内で事業を行う場合と同じです。

※県教育委員会は、届出の有無にかかわらず、その遺跡が重要で保護のための調査を行う必要があると認めたときは、期間と区域を定めて、現状変更の停止または禁止を命ずることができます。この命令に従わなかった場合には、法第 197 条第２項により処罰の対象になります。

※各種関連法令に関しては抜粋したものを市ホームページに掲載しますので、参考にしてください。

●紙媒体での提出は 2 部作成し、提出してください
●下線　　部分をご記入ください

第　　号
令和○年○月○日

（あて先）
埼玉県教育委員会教育長

住　所　狭山市入間川１－２３－５
氏名等　文化財　太郎

↑別記（裏面）の６ 工事主体者欄と同じ記述にしてください

埋蔵文化財発掘の届出について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号） 第９３条第１項、同１８４条第１項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第５条第２項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届出します。

記

1　土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
2　土木工事等をしようとする土地の面積
3　土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
4　土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
5　当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
6　当該土木工事等の主体となるもの（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
7　当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
8　当該土木工事等の着手の予定時期
9　当該土木工事等の終了の予定時期
10　その他参考となるべき事項

【添付資料】
土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

具体的には
（１）公図の写し
（２）建物配置図
（３）基礎断面図（掘削深度のわかるもの）
（４）建物部分以外で掘削を伴う工事に関する図面
（例：浸透トレンチ掘削工事など）
（５）事業予定地を示す案内図　　等です

●下線　＿＿　部分をご記入ください

別　記

第９３条第１項

県文書番号	教文資第　　－　　号　令和　　年　　月　　日

1 所在地	狭山市入間川１－２３－５		
2 面積	４００．２５ ㎡		
3 土地所有者	住　所：狭山市入間川１－２３－５ 氏名等：文化財　次郎		
4 遺跡の種類	散布地　礫群等　貝塚　集落跡　古墳群　古墳　横穴　窯跡　祭祀　経塚　墓 寺社跡　城館跡　石造遺物　官衙跡　条里跡　その他（　　）		
遺跡の名称	富士見北遺跡　（№２２－０７２）	員数	１
遺跡の現状	宅地　水田　畑地　山林　道路　荒蕪地　原野　その他（　　）		
遺跡の時代	旧石器　縄文　弥生　古墳　奈良　平安　中世　近世　その他（　　）		
5 工事の目的	道路　鉄道　空港　河川　港湾　ダム　学校建設　集合住宅　個人住宅 工場　店舗　個人住宅兼工場又は店舗　その他の建物（分譲住宅） 宅地造成　土地区画整理　公園造成　ゴルフ場　観光開発 ガス・水道・電気等　農業基盤整備事業（農道等含む） その他の農業関係事業　土砂採取　その他の開発（　　）		
工事の概要	分譲住宅の建設 ★建売住宅の場合、個人住宅ではなく、「その他の建物」になります		
6 工事主体者	氏名等：文化財太郎 住所：狭山市入間川１－２３－５ ←表面の届出者と同じ記述にしてください		
7 施工責任者	氏名：株式会社　文化財センター 住所：狭山市南入曽５５		
8 着手時期	令和　〇年　〇月　〇日	9 終了時期	令和　〇年　〇月　〇日
10 参考事項	（こちらは記入しないでください）		

指導事項	発掘調査（一部現状保存）　工事立会（現状保存）　慎重工事 その他（　　）

〔注意事項〕①太線内は届出・通知者が記入。②指導事項欄は県教育委員会で記入。③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は該当項目を〇で囲み、該当項目のない場合は（　）内に記入。

埋蔵文化財調査承諾書

●紙媒体での提出は 2 部作成し、提出してください
●下線　　部分をご記入ください

令和〇年〇月〇日

埼玉県教育委員会教育長
狭山市教育委員会教育長

住　所　狭山市入間川 1-23-5

氏　名　文化財　太郎

押印は不要です

1　所有地内での埋蔵文化財調査について

下記の所有地について、埋蔵文化財の調査を行うことに承諾します
（所有地の住所もしくは地番）
狭山市入間川 1-23-5　← 調査を行う土地の住所もしくは地番をご記入ください

2　所有地の現状
畑地　← 宅地・水田・畑地・山林・道路・荒蕪地・その他（　）のいずれかを記入下さい

3　２が水田・畑地の場合、農地転用の許可の有無

許可済　・　許可申請中　・　未申請

4　所有地内で出土した出土品の権利の放棄について

出土品の措置については法令の定めるところにより、貴教育委員会に保存等の措置をお願いし、出土品についての権利を放棄いたします